受付についてよくいただくご質問への回答（豊橋支所）

Ｑ１：障害者職業センターは障害者手帳がないと利用できないのでしょうか？

――身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、就職、職場適応、復職等に支援を必要とされる方であれば、手帳の有無を問わず利用できます。

Ｑ２：就職先のあっせんはしてもらえますか？

――障害者職業センターでは職業紹介はしていません。障害者職業センターでは、ハローワークと連携して、就職に必要な様々な支援を行います。

Ｑ３：電話相談は受けていただけないのでしょうか？

――就職に向けた相談は、それまでの職業歴、生活歴、就職を希望する背景、障害の状況等かなり込み入ったことを整理することが必要になります。電話相談では時間の制約もあるので十分な対応ができず、一般的な助言をさせていただくことが精一杯です。的確な相談を行うためにも障害者職業センターに来所いただいています。

Ｑ４：ハローワークを通さずに利用申し込みをしても良いですか？

――直接お申し込みいただいて構いません。ただし、ハローワークでの職業相談、職業紹介などを希望されている方は、ハローワークの担当者を通じて利用申し込みしていただくことをお勧めしています。

Ｑ５：センターの支援内容を知ってから利用を検討したいのですが？

　――まずは電話にてお問合せください。電話にて支援内容について簡単に説明をさせていただきます。より詳細な話を聞きたい方には、来所での相談をご案内しています（要予約）。

Ｑ６：初回相談時に持参するもの、用意するものはありますか？

――初回の相談時には、これまでの職歴や生活歴、障害（診断）内容や就職に向けてのご希望等をお聞きします。

　　　これらのことをご説明いただく際に有効な資料（例えば履歴書や病院でもらった検査結果）がございましたらご持参下さい。必要に応じて皆さまの同意のもと、写しをとらせていただきたいと思います。

Ｑ７：精神障害があります。主治医とはまだ就労についての相談をしていませんが、センターで相談することができますか？

――精神障害のある方は、就職活動や就職後の職場適応において、主治医の継続的なケアが必要になります。このため、医療機関と就労支援機関が情報交換させていただき、無理がない働き方や職場に伝えた方が良いことを整理していくことが必要になります。このため、相談の過程で主治医の考えをお聞きしたり、情報交換をさせていただきますので、事前に主治医と就労についての相談をしてから障害者職業センターの利用をお考え下さい。

Ｑ８：障害者の家族が本人の就職について悩んでいるのですが、家族だけで障害者職業センターを利用できますか？

――可能です。まずは電話にてお問い合わせください。

Q９：職業訓練校への入校が決まっていますが、障害者職業センターを利用できますか？

――希望される方は、卒業前に職業訓練校の職員と相談の上ご連絡ください。職業訓練校の担当職員を通じて利用申し込みしていただくことをお勧めしています。

Q１０：就労系福祉サービス（就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所）の利用が決まっていますが、障害者職業センターを利用できますか？

――就労系福祉サービスをご利用の方は、ご所属の事業所の職員と相談の上ご連絡ください。希望される方は、事業所の担当職員を通じて利用申し込みしていただくことをお勧めしています。